

長良九条の会だより

NO 121

2017年2月

事務局

林磨利子方



第4回 「ながら憲法カフェ」

「公共の福祉ってなに？」

2月11日 長良公園研修センター

朝からあいにくの雪。予想していましたが、参加は岡本弁護士さんを入れて七人。

★憲法には、人間らしく生きる権利、表現、宗教、結社、職業・居住の自由が保障されていますが、そこに「公共の福祉に反しない限り」という言葉がつけられています。（但し20条、21条の精神的自由については「公共の福祉」による制約の条文はない）私たちがどういう時に、自由を制限されるのか？を考えてみました。他の人に「迷惑」をかけてはいけない時ではないか。でも「迷惑」って何か？受け取る人によって違う。他の人の「人権」を侵害してはいけない、という意味と考えるとどうか。表現の自由があるのに、ヘイトスピーチがなぜ禁止されたか、それは相手の人としての尊厳を傷つけるから。なるほど。

★自民改憲案で、「公共の福祉に反しない限り」という言葉が「公益・公の秩序に反しない限り」と変わっていることに注目しました。「公共の福祉とは、自分以外のみんなの人権」という意味ですが、「公の利益・秩序とは、国の利益・都合」と言うことです。たとえば、沖縄で基地に反対している人は、もう憲法違反だと言うことになります。

私たちは生まれながらに自由・平等・幸福追求の権利を持っています。それはだれにも侵すことができません。でも、他の人の人権と自分の人権がぶつかる時は互いに調整しなくてははいけません。人権が制限されるのはこういう時だけです。

★またもしもの時にも「憲法改正には限界があるのではないか」との意見が出て、改憲派はその点を表向きは「三原則は守るようなスタンスで改憲を進めるので国民は厳しい注視が必要であろう」と話し合いました。

★このあと、沖縄・福島・壊憲の動きなど話題が出ましたが、最後に、「町内自治会で募金や神社のお札の一括は憲法違反ではないか」という問題で、話が盛り上がりました。すでに、神社と町内を切り離れた例、募金は何となく意識してこなかったこと、自治連合会が朝ドラ署名を回しているのか、など色々意見が出ました。岡本弁護士さんもこの話が面白かったと。身近にいつぱい憲法を考えるきっかけがありそうです。



※ 次回は4月22日（土）10時
長良公園研修センター（予定）

みんなの広場

K・Iさんの意見

現政権は憲法に違反した安全保障関連法を数の横暴により成立させたのを皮切りにまた危うい法律を次から次へと成立させようとしていることに大変憂慮するひとりです。

憲法を今まで余りに無頓着に空気のように過ごして来たのが正直なところですが、少しずつながらもこの「九条の会」で学ぶ時が与えられ感謝です。

今更のように横暴な政権のきつい壁が見える時、何をどうしたら良いのかわからず、後ろ向きになるのですが、小さい声でも自分なりのペースで本当に小さな小さな歩幅ですが、平和を守る声を上げつづけることを強く思います。

カンパの報告

四〇名（二月十五日現在）

十二万二千五百円

お寄せいただきありがとうございます。
今後ともよろしく願います。

DVD上映会「武器ではなく、命の水

(中村哲さん)のご感想 (2017年1月28日、長良公園研修センター)

今日はありがとうございました。日本人にこんな立派な人がいらっしゃることを大勢の人に知っていただくためにこう言う機会を今後ともぜひ頑張ってください。

「戦争が一番悪い」と言うけれど、本当にそうだと強く思いました。戦争さえなければ自分たちで“生きる”ための手立てをつくりあげることができる。中村哲さんがこのことに一生をささげる・・・という強い意志に涙が出る。

とても感動しました。乾燥した大地が緑あふれる大地に変わる、信じられない光景です。永年にわたる努力に感動を禁じ得ません。「戦いに行っているひまはない。誰れも好きで戦争に参加している者はない。食べられないから・・・」という言葉は印象的です。あの地域からISは生まれないとします。水は本当に命の源ですね。

私は途中から見ましたが、それでも「武器ではなく命の水を」をよく理解？できたと思います。私自身は88歳から89歳になりかけていますが、戦後が続くように頑張ります。

中村 哲先生は素晴らしい方ですね。日本人の誇りです。言葉では言い尽くせません。今後もお身体に気をつけ頑張って長生きされますようお祈り申し上げます。

空には米軍軍用ヘリコプター、地面には地表を掘る耕作活動。本当に生命を守るためには銃ではなく、食物を獲るための農耕作業が必要なんだとつくづく感じました。食べ物があれば、戦争に行かなくてもいい。これは本当の平和活動だと感銘を受けました。涙なしでは見られませんでした。(T. I)

共謀罪(テロ等準備罪)の改正法案

が今国会に提出されようとしています。

安倍政権は、テロ対策が必要として、市民が法律に違反する行為を実行しなくとも話し合っただけで罪とする共謀罪新設法案を今通常国会に提出しようとしています。日本の法体系下で予備罪、共謀罪を処罰しているのは70程度の犯罪が既にあり、テロ対策に必要な重大犯罪についてはほぼ規定があります。国連が作っているテロ対策に関する10余りの条約は日本は全てを批准しており、国連の推奨して国内法におけるテロ対策の法整備は既に済ませていると言えます。安倍政権は、オリンピック成功のためといえ、どんな法律でもつくれると考えているのです。私たちの平和と人権を守るために、共謀罪の国会提出を絶対に許してはなりません。

集会の案内 共催 秘密保護法を撤廃せよう！ 岐阜県女性の会

日時：2017年2月25日 13:30～15:30

会場：岐阜県教育会館 4階会議室

講師：岡本 浩明弁護士

*テロ対策はごまかし！

*おしゃべりが罪になる？

今後の予定

*2月18日(土)14時～

養老中央公民館

「九条の会養老」1周年

*2月19日(日)17時～

名鉄岐阜駅前 十六銀行前

もう黙っておれんアクション

*2月25日(土)13時～

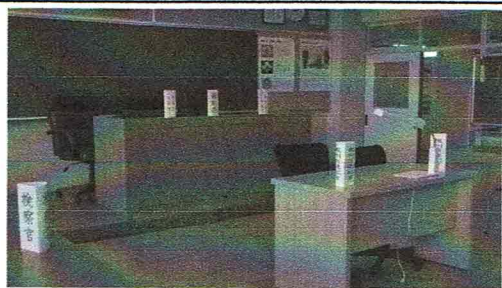
教育会館 岡本浩明弁護士

「共謀罪ってなに」

*3月9日 時間・場所未定。

ながら「9の日行動」

お問い合わせをお願いします。



長良中では「法廷教室」(写真)を設置して主権者教育に注力している。

「憲法と君たち」(佐藤 功著)を地元各校に1冊寄贈。
—長良小、長良東小、東長良中、長良西小、長良中の5校に寄贈

*社会科教師は「子ども向けに良い本だと思う」と語った。

「著者がやさしく、子どもたちに繰り返し、繰り返し語りかけているのは子ども向けの本としてとても大事なことである。子どもたちに身近な生徒会やクラスの規則を例に、憲法概念を「小さな憲法」として丁寧に説明している姿に共感を覚え、教科に活かしたいと思った。」

つぶやき 4回目の憲法カフェは雪降りのため参加者が少なく残念！でも、それなりに充実してたよ。

私たちは、ひろい集めたみんなの声を大きな器の中に受け止めて、戦後70年たった今、やり残したことをやってみようよ。憲法9条を守って「福祉国家」を目指すのか、世界に日本をアピールして「強い国、日本」を目指すのか。自分らのことは自分らで決めようよ。みんなが集まって、なんやかんや言い合って、そこから見えてくるものがきっとあると思う。今回は「改憲派は3原則を正面からは否定しない」と言うのも「なるほど！」と気が付いた。